

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

厚生年金への未加入を国税情報で把握!?

厚生労働省が、厚生年金保険に加入義務があるにもかかわらず加入していない法人を的確に把握するため、法務省が国税庁に提供している法人情報を2012年から活用する方針を固めたことが明らかになりました。

厚生労働省は社会保険料の徴収漏れが課題となっており、厚生年金への未加入法人を調べた上で加入を促す予定です。この徴収漏れを防止することで、社会保険料収入が数兆円規模で増える可能性もあるようです。

国税庁には、270万社程度の法人データが申告されている一方で、厚生労働省で把握している事業所数は約175万社で大幅に少なくなっています。このため、社会保険料の徴収漏れがかなり発生していると考えられています。

厚生労働省は来年から、国税庁データの基となる法務省が保有する法人名や所在地、設立年月日、資本金、役員、支店情報が記載された法人登記簿情報を得て、膨大な数に上る年金未加入法人を把握し、加入するように指導する意向です。

ただし、個人的には、安心して加入できる年金制度を確立しない限り、この問題は解決することはできないのではないかと考えます。

CONTENTS

厚生年金への未加入を 国税情報で把握!?	P.1
被災者を雇用した場合に 支給される助成金	P.1
剰余金の配当と 利益の配当の違いは?	P.2
One Point	P.2
危ない取引の手口と 見分け方②「架空循環取引」	P.3
日銀短観6月はマイナス 先行きは改善	P.4
スマートフォンとセキュリティ	P.5
7月度の税務スケジュール	P.5
今月の名言録	P.6
編集後記	P.6

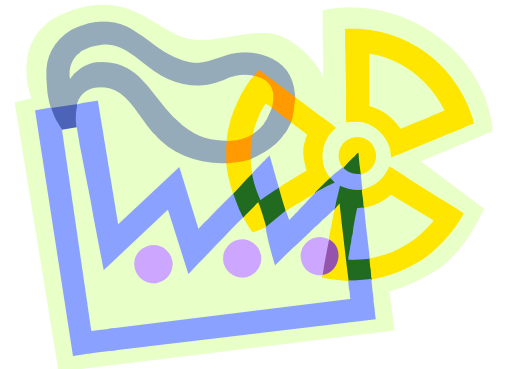
被災者を雇用した場合に支給される助成金

◆被災者雇用開発助成金

東日本大震災により、多くの方が離職を余儀なくされています。このたび、震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用する事が見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して(1年未満の有期契約を更新する場合も含む)助成金が支給されることになりました。この措置は平成23年5月2日以降の雇い入れで、雇用保険の一般被保険者として雇い入れる場合が対象となります。

◆対象となる労働者とは

- 震災により、離職された方(以下の①から③のいずれかにも該当する方)
 - 東日本大震災発生時に被災地域(震災に際し、災害救助法が適用された市町村の地域で東京都以外の方)において操業していた方
 - 震災後に離職し、その後安定した職業に就いた事のない方
 - 震災により離職を余儀なくされた方
- 被災地域に居住する方
 - 震災後に安定した職業に就いた事のない方
 - 震災により被災地域外に住所又は居所を変更している方も含むが、震災の発生後被災地域に居住する事となった人は除外。



◆支給額はいくらか

対象労働者に支払われた賃金の一部として、次の金額が支給対象期間(6ヶ月)ごとに1年分が支給されます。

- 短時間労働者(所定労働時間が同事業所に雇用される労働者の1週間の労働時間より短く、かつ30時間未満である方)
大企業 30万円 中小企業60万円
- 短時間労働者以外
大企業 50万円 中小企業90万円

◆支給申請手続きは

助成金は上記の額を6ヶ月毎に2回に分けてハローワークに申請します。支給申請期間は雇い入れから6ヶ月間の第一期目とその後の6ヶ月間の第二期目の各々の末日の翌日から1ヶ月以内です。

剰余金の配当と利益の配当の違いは？

旧商法においては、株主に対する配当は「利益の配当」と呼ばれていました。しかし、会社法になってから、その呼び名も「剰余金の配当」に変わっています。

変更理由の一つとして、旧商法上の「利益の配当」という呼び名は、「会社が一事業年度に稼いだ利益を配当する」というイメージを持っていたため、とわれています。

実際には、その年に稼いだ利益のみを配当に回すということではなく、配当決議以前までに会社が稼いだ利益の累積額（内部留保額）から配当していき、当期損失が出た場合でも安定配当という名の下で任意積立金や配当平均積立金を取り崩して配当していき、

もう一つは、旧商法においても、資本金の減少、自己株式の処分により、その他資本剰余金を増加させ、この「その他資本剰余金」からの配当も可能とし、これも「利益の配当」と呼んでいました。

しかし、その他資本剰余金からの配当は稼いだ利益からの配当ではなく、資本金の払い戻し以外の何ものでもありません。以上の点を踏まえて、会社法では、①過去の利益の累積額からも配当できる、②その他資本剰余金からも配当できる、ということから「剰余金の配当」という文言に変更したとされています。



◆会社法上の利益の配当

なお、会社法には、「利益の配当」という文言が存在していますが、これは、持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社を総称）にあつては、社員に対する配当は、利益剰余金の配当のみであり、資本剰余金等からの配当は認められていないことによるものです。その代わりに、資本剰余金等からの配当は、出資の払戻し、持分の払戻し、という制度で行うことになっています。

◆税法上の配当

所得税法及び法人税法においても、株主に対する配当は「剰余金の配当」（資本剰余金の額の減少に伴うものなど一定ものを除く）、持分会社の社員に対する配当は「利益の配当」（一定のものは除く）と定義、そして、協同組合等の出資分量分配金などについては、「剰余金の分配」（出資に係るものに限る）と定義されています。

なお、これら配当等については、法人税法上、当該受取配当金の100分の50に相当する金額について、益金不算入の規定の適用があります（完全子法人株式等及び関係法人株式等の株式は除く）。

One Point

中古品の耐用年数の取扱いについて

「中古品」が市民権を得てきました。少し前までは「新品が基本」という意識が根強く、中古品に対しては「他人のお古を使うなんて…」というネガティブな考え方が多かったようですが、近年、ネットオークションなどの普及により不要になったものは捨てる前にまず中古品として売却することを考える人が増えています。こうした傾向は企業も同じで、値段が安い中古品を事業用に使うことが珍しくなくなっています。

ところで、中古資産を取得して事業用として使用する場合に気になるのが、耐用年数の問題です。中古資産については、その中古資産の取得価額が新品価額の50%を超える場合には、法定耐用年数を用いることとされています。

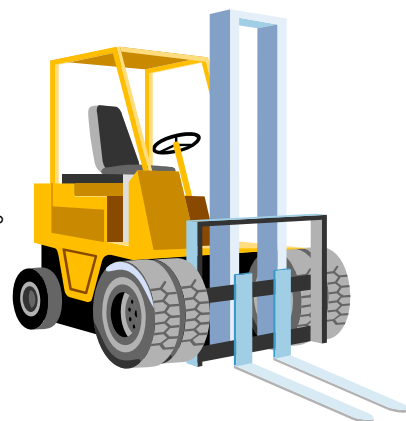
しかし、新品価額の50%を超えていなければ、その中古資産の耐用年数は法定耐用年数ではなく、事業用に使い始めた時以後の「使用可能期間として見積られる年数」とすることができます。

とはいえ、中には使用可能期間の見積りと言われても難しいケースがあります。そんな時は、「簡便法」で算定した年数を使用可能期間とすることが可能です。

簡便法は2通りあります。法定耐用年数の全部を経過してしまった中古資産の場合は、「法定耐用年数の20%に相当する年数」。また、法定耐用年数の一部を経過した中古資産は、「法定耐用年数－経過した年数＋（経過年数×20%）」の計算式により算定します。

例えば、法定耐用年数30年、経過年数10年の中古資産なら「30－10＋（10×0.2）」で耐用年数は22年とすることができます。

これら簡便法により計算した年数に1年未満の端数が出てしまったら、その端数を切り捨てて、年数が2年に満たない場合には2年とします。



危ない取引の手口と見分け方② 「架空循環取引」

◆ 取引の実態

B社は、古い取引先のA社から、現在A社C社間で行なわれている取引の間に介入する(A社→B社→C社のルート)よう依頼を受けました。商品自体は従来どおりA社からC社に直接納入されるとのことで、B社としては、伝票を回すだけで売上増加が期待でき、一定の口銭を得られるこの取引を始めることにしました。

その後、取引高は年々増え、最終的には2倍に拡大。B社のC社に対する債権額も、ピーク時で2倍に増えていましたが、ある日、C社からの入金ストップしました。この時点でB社が実態調査をしたところ、当初は商品の売買が実際に行なわれていましたが、C社の販売先であるX社が倒産した時点から、販売実績の落込みを表面化させたくないA社とC社の担当者が共謀して、商品の売買はせずに伝票(納品書、貨物受領書、請求等)のみが回付される取引に切り替わっていました。その後、C社の資金繰りが悪化し、これまで続けることができた「出荷月末締め翌月末現金振込み」の決済条件を維持することができなくなったのです。

◆ 取引のリスク

架空循環取引は、売買する商品が存在しないことに加え、取引ルートを通すごとに当事者が受け取る口銭が商品代金に上乗せされ、循環を繰り返すうちに取引金額が膨れ上がるケースが少なくありません。循環が維持できる限り取引は延々と続きますが、架空である以上、何かのタイミングで支払いが滞れば、巨額の損失がどこかに発生するおそれがあります。

さらに、この取引は表面上、関係書類がほぼ完全に揃っています。伝票を回すだけで見かけ上の売上高と一定の利益が確保できるということで、「売上の維持(もしくは増加)を図りたい」などと考えるケースにおいては取引に対する管理が甘くなり、発覚が遅れる可能性も高くなります。

架空循環取引は、上場・非上場、規模の大小を問わず発生しています。よくあるケースが、販売ノルマに追われる者が中間の商社等と共謀して架空循環取引を意図的に計画し、架空売上を計上する例です。営業担当者個人の裁量で行なわれるばかりでなく、部署単位や企業単位でも行なわれます。また、販売先からのキャンセルや販売先の倒産等により売上の落込みを表面化させたくない企業が、損失の隠蔽をするために行なうこともあります。

そのほか、資金不足の企業が仕入・売上のサイト差を利用して資金を捻出するために行なったり、経営者の財テクの失敗や担当者の遊興費捻出のために意図的に計画するケースもあります。

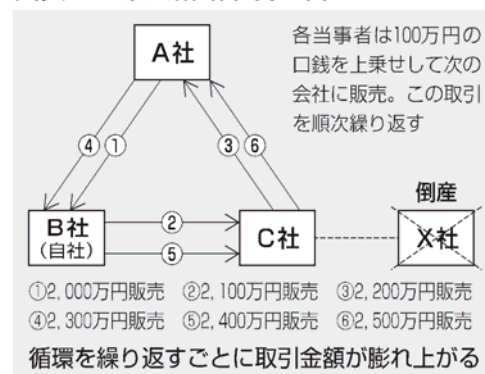
◆ 損失を防ぐポイント

架空循環取引は、開始時は小さな取引額から始めるケースが一般的です(大口取引で始めるとすぐ気づかれるため)。その実態に早く気づけば傷口は小さくてすみます。他社に先駆け、いかに早く架空循環取引だと見抜くかが極めて重要です。

図2でいくつかのポイントを押さえていただきたいのですが、過去の事例では、複数の現場に鉄骨を納入する取引において受領印が毎回、同一工事現場の担当者であることに売り主側経理担当者が疑問を持ち、現場を確認したことで、自社が架空循環取引に巻き込まれていると見抜いた例もあります。取引の書類上は、表面的につじつまが合っているケースがほとんどのため、定期的にチェックする必要があるといえます。

(「企業実務」H23年7月号から抜粋)

図表1 架空循環取引の例



図表2 架空循環取引を防ぐためのチェックポイント

①貨物受領書の取付	仕入先ではなく販売先から取り付けているか
②現物の確認	現場に行き、現物の存在を確認したか
③売先、買先の関係把握	両社の間に実質上の支配関係はないか
④取引ルートの確認	複数の同業他社や異業種の取引先が介入していないか。売先の変更はないか
⑤仕入先の確認	仕入先の沿革、業績チェック等をしているか
⑥債権債務残高確認の励行	債権債務残高の不突合がある場合は、その原因を調査するよう取引先に依頼しているか
⑦取引先担当者の確認	同じ人物が長期間にわたって担当していないか
⑧取引高の確認	取引高が急増している場合はその理由を確認したか
⑨決算書の確認	売上高と仕入高が急増して粗利益率が低下していないか。売掛金・受取手形・買掛金・支払手形等の勘定科目に異常な急増はないか
⑩自社内の管理体制の整備	自社内の幹部から若手担当者にいたるまで、架空循環取引の対策を十分認識しているか

日銀短観6月はマイナス 先行きは改善

日本銀行が7月1日発表した6月の企業短期経済観測調査(短観)は、東日本大震災の影響で大企業・製造業の景況感が5四半期ぶりにマイナスとなりました。しかし、3カ月後の先行き見通しはプラスとなるなど、震災からの回復が急速に進む可能性を示唆しています。日銀短観とは、四半期ごと(3月、6月、9月、12月)に日本銀行が今後の金融政策を運営する上で参考にする、いわゆるアンケート調査で、その内容が4月、7月、10月上旬と12月中旬に発表されます。

数値は、景況が「良い」と答えた企業の割合から「悪い」と答えた企業の割合を引いた業況判断指数(DI)で公表されますが、震災の影響は今回の調査で初めて完全に反映されたこととなります。

◆ 過去最大の下げ幅の自動車業界に回復見通し

大企業製造業の業況判断指数(DI)はマイナス9で5期ぶりにマイナスに転落しましたが、リーマン後の谷(09年3月のマイナス58)と比べると落ち込みは縮小しています。

当時、リーマン後にはDIがマイナス圏を脱するまでに2年近くも歳月を要したそうですが、今回は先行きDIが早くもプラス2まで上昇していることが特徴的です。大企業・製造業の業種別では、16業種中11業種でDIが悪化しましたが、中でも部品供給網の遮断などの影響が直撃した自動車産業は、75ポイント下落のマイナス52と2009年6月(マイナス79)以来の水準に落ち込みました。

下げ幅は1992年11月の自動車の統計開始以来、過去最大となりましたが、一方、生産活動の回復が想定より早く進んだことで、先行きDIも過去最大幅の58ポイント上昇でプラス6とV字回復の見通し。また中小企業は製造業が前回より11ポイント下落のマイナス21、非製造業が7ポイント下落のマイナス26となりました。一方、3カ月後の先行き見通しは大企業・製造業が11ポイント改善のプラス2となり、大企業・非製造業の先行き見通しも3ポイント改善のマイナス2を示すなど、被災した工場が想定より早く再開し、復旧が進んでいることが推察されます。

◆ 海外経済・電力不足がリスクに

今回の短観では、東日本大震災で悪化した企業の景況感が回復に向かう見通しが示されたといいます。2008年9月のリーマン・ショック後と比べると、落ち込みの谷は浅く、回復も速いものと予測されています。しかし、月日が経つにつれて日本経済の回復シナリオには、世界経済の減速や電力不足、消費低迷といったリスクが追い討ちをかけ始めています。世界経済が総崩れとなったリーマン後は、国内外の需要不足は慢性化しているなかで、今回の短観では、復興特需の兆しが表れ始め、秋口にかけて急回復するとの見通しを裏付けるものとなっています。

しかし、外部環境は懸念材料が顕在化し始めています。中国など新興国がインフレ抑制策を進め、アメリカ経済も株高を支えてきた景気回復がピークアウトするなど世界経済の縮小懸念が少しずつ高まっています。

今回の短観では、個人消費にも不安要素が残る結果となっており、大企業非製造業の先行きDIがマイナス2に留まるなど、製造業と比べた回復の鈍さが目立っています。

◆ 自動車業界、土日操業スタート

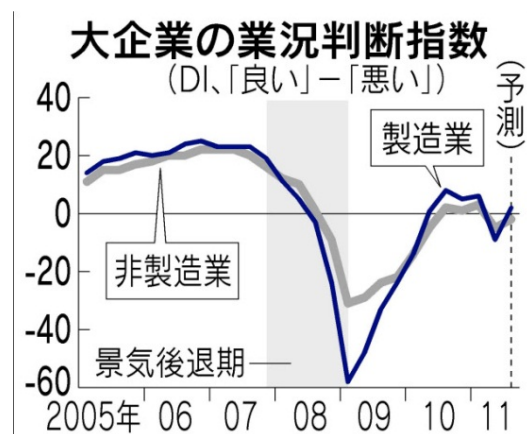
2日から休日を平日に振り替えての「土日操業」が、自動車業界を中心にスタートしました。これは、政府が電気事業法に基づき、東京電力と東北電力管内で37年ぶりに発動した電力使用制限令への対応です。大手の工場が立地する各地の企業城下町などでは、交通機関が朝の運行体制を見直すなど周辺産業にも影響が広がっています。

自動車各社は節電のための木・金曜日への休日振り替えを7~9月までの間実施する構えですが、東京電力・東北電力管内だけでなく、全国の工場・事業所を対象として、部品供給する取引先メーカーも連動するものです。

現在、各地で定期検査中の原子力発電所の再稼働も困難な状況が続いているため、電力不足解消の処方箋は一向に見えてきません。東日本大震災をきっかけに、日本国内にあった生産設備を韓国に移そうとする企業が増加するなか、お隣韓国の各都市では自治体による日本企業の誘致活動が繰り広げられているそうです。今後、電力不足の問題が数年にわたって続き、企業業績の回復に予想外に甚大な影響を与え始めれば、こうした動きは日本を代表する主力企業へも波及するかもしれません。

業況判断指数
最近 先行き

		最近	先行き
大企業	製造業	-9	2
	非製造業	-5	-2
中堅企業	製造業	-12	-7
	非製造業	-17	-16
中小企業	製造業	-21	-15
	非製造業	-26	-29



スマートフォンとセキュリティ

◆スマートフォンが「盗聴器」「覗きカメラ」になる！

パソコンにセキュリティソフトを入れるのは常識です。また、怪しげなメールを開かない、知らないソフトをインストールしないなど基本的な対策も皆さんはずでにとられていることと思います。

しかし、大流行中のスマートフォンで同様な対策をとっている方は、まだまだ少ないのではないのでしょうか。

これは「電話機」というより、「電話がついている小さなパソコン」と言うべきでしょう。

また、24時間電源を入れているケースが多いので、ウィルスによる個人情報の流出に関しては、パソコンと同様か、それ以上の危険性があります。

ウィルスに感染することによって、遠隔操作で感染者の電話に発信させ音声を盗み聞かしたり、カメラを起動させその場の様子を覗き見るだけでなく、GPSの情報を読み取れば、今どこにいるかまで知られてしまいます。

◆セキュリティ対策のポイント

下記のような対策を講じることも忘れずにしたいものです。

- ① アプリは信頼できる場所からのみダウンロードすること
携帯キャリアのサイトが比較的安全
- ② アプリのインストール時の「アクセス許可」表示に注意すること
アプリの機能に関係のない権限を要求されていたら注意！
- ③ OSは常に最新版を使用すること
- ④ セキュリティ対策ソフトを導入すること

「SAPIO」H23年7月号 西本逸郎氏の記事より

あなたのスマホはこんなに簡単にハッキングされる

● スマートフォン[※]乗っ取り、実験

▲取材時に西本氏から記者に渡された1台の実験用スマートフォン。画面には、「かわいいアプリを見つけました！」というメールの文言とともに、URLが。友人からのメールなら、クリックしてしまいそう。

▲インストールするかどうかの確認画面。このアプリに許可する権限を表示している。普段はあまりよく読まずに「インストール」を押している方も多いのではないかと。

▲インストール。すると西本氏、「はい、この瞬間、そのケータイは乗っ取られました。エッ？」

【攻撃者側のパソコン画面】

▶「開く」を押すと、かわいいネコの写真が。確かに「かわいいアプリ」ではある。しかし、この時点で「攻撃者」は、スマホを自由に操れるようになっている。

◀ターゲットのスマホのカメラを通じて「覗き見」ができる。通話機能を使って盗聴することも可能。

7月度の税務スケジュール

内 容	期 限
6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の源泉所得税(当年1月～当年6月分)の納付	納 期 限 7月11日(月)
所得税の予定納税額の減額申請	申 請 期 限 7月15日(金)
5月決算法人の確定申告	申 告 期 限 8月 1日(月)
所得税の予定納税額の納付(第1期分)	納 期 限 8月 1日(月)
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	申 告 期 限 8月 1日(月)
11月決算法人の中間申告(半期分)	申 告 期 限 8月 1日(月)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告	申 告 期 限 8月 1日(月)
消費税の年税額が400万円超の 2月・8月・11月決算法人の3月ごとの中間申告	申 告 期 限 8月 1日(月)
消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・ 個人事業者の1月ごとの中間申告	申 告 期 限 8月 1日(月)
労働保険料の納付(全期分、第1期分)	納 期 限 7月11日(月)
固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付	納 期 限 7月中で市町村の 条例で定める日

今月の名言録

～ 時は金なり ～

物質本位の実利主義者は、「時は金なり」というこの言葉に心からの共鳴を惜しまないであろう。しかし、金は失っても取り返すことはあえて不可能ではないが、時はいったん失ったら永久に現実の意識に決して戻ってこない。

厳格に言えば、「時」というものが「尊厳なる実在」であるにもかかわらず、物象的存在でないだけにどうしても観念想定に傾向していく。するとどうしても、「時」というものに対する観念が相対的になって、真実に「時」を人生至上のものという、いいかえれば本当に「時間」を重んじ守るといふ絶対感が希薄になり、その結果絶対に再現しないであろう時、すなわち何としても取り返しのできない「現在」という時を、徒費または空費してしまうことになる。

否、この種の人が、現代の世に中にいかに多いかである。そのため、もっと成功もでき、もっと幸福になれる人生を、案外くだらなく経過させてしまっている人が事実において少なくない。

極言すればあくびをする時間も、くしゃみする時間も、とりかえせないのである以上、瞬間といえども軽々に徒費するべきでなく、心して有意義に使って生きるべきだと厳かに自戒していただきたい。



(「ほんとうの心の力」中村天風著 PHP研究所)

編集後記

5月より浅岡会計事務所に入社した横田です。微力ではありますが、今までの経験を活かして皆様の力になれるよう頑張っておりますので宜しくお願い致します。

先月から続く暑さの中で、「節電」が呼びかけられています。今年は原発の事故や停止の影響もあり、無駄ができない状況になっています。エアコンは2℃ほど温度を上げると2割近く節電できるといいます。また、あわせて扇風機を使うなど、空気を循環させることによって涼しくなることもできるそうです。

そんな状況下で、暑さ対策のビジネスも活発になってきています。クールビズを初めとした衣料業界関連や節電グッズの売上高は好調のようです。その中でも私が興味を持ったアイテムが氷でビールジョッキを作るといったもの。長い間は持ちませんが、暑い夜に冷たい飲物は最高ですものね。

(横田 晶弘)



事務所のご案内

〒460-0022
 名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階
 TEL: 052-331-0135
 052-331-0145
 FAX: 052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、
 下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

